

つくばみらい市告示第13号

つくばみらい市家族介護用品助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月13日

つくばみらい市長 小田川



つくばみらい市家族介護用品助成事業実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市家族介護用品助成事業実施要綱（平成28年つくばみらい市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「要綱は」の次に「、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の49に規定する保健福祉事業として」を、「目的」の次に「として行うつくばみらい市家族介護用品助成事業の実施に関し必要な事項を定めるもの」を加える。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 法第19条第1項に規定する要介護認定において、要介護4又は5の認定を受けた介護用品を常時必要とする在宅の満65歳以上の高齢者
- (2) 法第19条第1項に規定する要介護認定において、要支援又は要介護認定を受けた介護用品を常時必要とする在宅の満40歳以上の者であつて、次のいずれかに該当する者
 - ア 主治医意見書又は認定調査票における障害高齢者の日常生活自立度がB1以上の者
 - イ 主治医意見書又は認定調査票における認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の者
 - ウ 身体障害者手帳2級以上を所持し、排尿又は排便の介助を要するとされる者

第3条に次の1号を加える。

- (5) 使い捨て介護用シーツ

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。



附 則

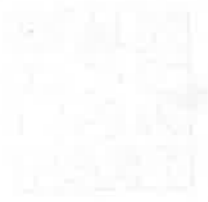
この告示は、令和6年4月1日から施行する。

国土交通省告示第100号

国土交通省告示第100号（国土交通省告示第100号）

国土交通省告示第100号

国土交通省告示第100号



国土交通省告示第100号

国土交通省告示第100号

国土交通省告示第100号

国土交通省告示第100号

国土交通省告示第100号

国土交通省告示第100号

国土交通省告示第100号

国土交通省告示第100号

国土交通省告示第100号

国土交通省告示第100号

国土交通省告示第100号